

令和7年度 第1回名張市障害者施策推進協議会 会議録（概要）

日 時：令和7年8月7日（木）

14：00～15：40

場 所：名張市役所 1階 大会議室

1. あいさつ

【福祉子ども部長】

日頃より、本市の福祉行政にご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。本市では障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無に関わらず個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与する事を目的として、平成28年に障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例を制定しており、本条例の施策の推進をするために位置付けられたのが、本協議会である。よろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付式

- 委嘱状交付（任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間）
- 自己紹介
- 出席・欠席委員の紹介（会場出席14名、リモート出席1名、合計15名で会議成立）
- 会議成立の報告と、傍聴公開（0名）の確認

3. 会長、副会長の選出

- 会 長 大阪教育大学名誉教授 大阪総合保育大学名誉教授 守屋委員
- 副会長 社会福祉法人名張育成会 理事長 市川委員

【会 長】

障害者の計画は本市の骨格で重要な計画である。色々な立場から様々な意見をいただき、どのように形にしていくか皆で協議しながら進めていきたい。

4. 議事

（1）名張市の現状と計画の推進等について

【事務局】～ 説明 ～

障害福祉の政策を考えるにあたり、人口背景は非常に大きな要素である。市の人口は年々減少し、出生数も減っている。また世帯人数も減っており、家族の支援のみに頼る事は難しい環境であると予想される事から、医療や福祉を含めた様々な情報を得る機会が薄くならない様に、施策を展開しなければな

らないと考えている。人口は減少しているが、手帳交付数は増加しており、低年齢者の交付も多く見られる。また、自立支援医療費受給者数も年々増加しており、手帳取得者の約 20%が福祉サービスを利用している。要介護認定者も年々増加し、手帳交付と重複している方も多いと考えられる。

・第六次名張市障害者福祉計画（令和 6 年度～令和 11 年度）

【事務局】～ 説明 ～

（１）啓発と交流の促進について

障害者週間の啓発に合わせて、市広報に合理的配慮に関する啓発記事の掲載や映画会を開催した。

（２）福祉サービスの充実について

各部署、関係機関との連携を進め整理ができた。また、人材不足等量的な課題はある一方、コーディネート力と連携の強化や質の向上に努めた。そして、行政の関係機関だけではなく、相談支援の共同体制をとる事業所との連携により、予防的な視点での話ができるようになった。

（３）雇用・就労の充実について

就労小委員会を開催し、障害者雇用に関して個別の障害特性を前提に、もっとコミュニケーションをとって支援・連携していく事が大切という話があった。また、個別相談や事業所の相談にのる事で、施設外就労等の発掘に繋がった。

（４）育成・教育の充実について

子ども小委員会を開催し、多様化、時間、つなぎについて共有した。

（５）生活環境の整備について

赤目地域と医ケア児の個別避難計画を完成させた。今年度は名張地域から希望の声があり、個別避難計画を作成していく。また、住宅環境について、障害福祉サービス等では補えない部分は、相談を通じてそれ以外のものと組み合わせながら支援に繋げている。

（６）保健・医療の充実について

保健師職を中心に医療機関や保健所との連携を図る事で、医療機関や保健所からの相談件数が増加した。また、伊賀圏域の精神障がい地域包括ケアシステムワーキングにて、地域包括ケアシステムの構築を行っている。

（７）スポーツ・文化芸術活動の充実について

名張市障害者スポーツ大会実行委員会により、名張市障害者スポーツ大会が 5 年ぶりに開催された。

（８）推進基盤の整備について

手話奉仕員養成講座やジョブトレーナー養成研修を実施した。しかし、専門職種等の人材確保について引き続き課題がある。

・第 7 期名張市障害福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）

【事務局】～ 説明 ～

国の基本指針項目が 7 つあるが、達成している部分と難しい部分がある。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行について

現場の施設職員、相談支援事業所職員、家族、当事者それぞれの状態等を聞きながら丁寧に進めている一方、地域から施設入所や短期入所等に頼る声が大きく、待機者数が増えている現状がある。地域生活への移行に関しては、在宅支援を支えるために居宅介護事業所や相談支援事業所とも連携して充実を図らなければならない現状となっており、達成は難しい。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等について

子どもの数は減っているが、支援のニーズは増加している。放課後等デイサービスの事業所は増加しており、量として資源はあるが、質を充実させて児から者へ心も体も一緒に育てていく環境づくりが必要だと実感している。

(6) 福祉施設から一般就労への移行等について

就業を支える事も生活を安定させるために必要である。就労継続支援A型・B型、就労定着支援や移行支援等のサービスメニューはあるが、ニーズが多様化している現状である。福祉施設から一般就労への移行等、目標値を定めて達成できているものの、例えば、一般就労希望の方に対して、職員がハローワークに同行したり、面接練習を行うといった伴走のような支援をして就労につながる方もおり、実績としてニーズを見ているところである。

【会 長】～ 補足説明 ～

国には大きな法律が2つある。障害者基本法は障害者の憲法とも言える一番重要な基本法であり、障害者総合支援法は障害者基本法に基づいて作られる法律である。障害者基本法によって障害者基本計画が作られ、障害者総合支援法によって基本方針が作られる。障害者基本計画の責任者は総理大臣で、基本指針の責任者は厚生労働大臣である。この事から2つの計画の関係と位置付けが分かる。

委員の皆様には、障害者福祉に直接関係がないような事柄でも、普段の考え等を自由に発言していただけるとありがたい。

【A委員】本年5月に能登半島地震の教訓や経験を活かして、災害対策基本法や災害救助法の一部が改正された。福祉サービス支援が明記された事で、避難所だけではなく車中泊や在宅避難、高齢者や障害者に対しての支援を充実させ、有事と平時を切り離さないとなった。障害のある方は避難するだけでも大変で、様々な事情があり在宅に留まる選択をする等、ニュースで見られる一般的な避難生活とは別の配慮や準備が必要であるという事が法制化されたと捉えているが、第六次や第7期の計画では、障害だけではなく施策全体を通しての他分野や他計画と連動した動きが必要になってくると思うので、合理的配慮等も含めて災害福祉の視点も議論を行い、要素として入れる事も大事かと思い提言させていただいた。

【会 長】本市も大きな地震が来る可能性がある。障害のある人もない人も災害時にどのように対応していくのか。これは名張市障害者福祉計画の重要な事項としてもいい事柄ではないか。今後、委員の皆様と語りながら検討するので、事務局は記録に留めておいてほしい。

【B委員】地域づくりの立場としては、1つの成果としてサロンの充実等の活動が実績として上がっている。対象は障害者だけではなく、誰でも参加できるような地域づくりを進めている。また、先程大切な話があったが、災害時の避難所は地域で運営する場合もあり、今、障害者や要支援者の計画を作っている。モデルである赤目地区の過程を見せてもらったが、丁寧な計画で、果たしてスピード感を持ってやっていけるのかと少し疑問に思いつつ進めているところである。

【会 長】まちづくりも地域単位でうまく条例に合う取り組みを進めていただけたらと思っており、地域ごとにきめ細かな対応ができるような障害者施策を進めていきたいと思っている。

【C委員】障害者手帳は身体・療育・精神とある。それぞれの施設、事業所はつながっているようだが、身体障害者互助会と家族の団体は、つながる機会が少なく、障害者スポーツ大会ぐらいである。現状や課題等を話し合いたくてもできない。本会議とは別の話になるが、皆さんに呼び掛けて、情報を共有する組織を作りたい。

【会 長】今は理解と連携の時代という事だが、逆に言うと理解と連携が難しいという状況を反映していると思う。こういった発言を、本協議会を通して上手く次に進めるきっかけになればと思う。

【D委員】精神障害者家族の会だが、子どもに「災害が起こったらどうするか」と聞いたら、「避難所には行かない」と言っている。実際に精神障害者は大変な状況で暮らしていて、災害が起っても動けない。普段から家に親一人子一人で、本当に毎日ほとんど家から出かけられない大変な状態。例えば通いの施設やグループホームが増えればいいと思うが、増えたとしても家から出られない。以前「グループホームが出来たら入るか」というアンケートがあったが、残念ながら子ども達は「行く事ができない」と言う。災害時、例えば精神障害者をよく分かる方がいて、話し合いをしてくれる場所であればいいのかとも思うが、作ってもらっても親子共に動けない状況にあるので、何をどうしてもらったらいいいのか、何を要求すればいいのか分からない。そんな状況である。

【E委員】本協議会は、様々な職種なりの考えを持つ方が委員として参加していて思ったよりも大変だという事が分かった。私は医師で、障害者の患者さんに対しても医学的・医療的にどうやっていくかという事のみを考えていたので、今後、個人の考え方としては、各委員の考えを含めて自分の医療、医師としてのものを根底としながら、色々な形で物事を考え、参加させていただけたらと思う。

(2) 令和7年度の施策推進協議会、小委員会での取り組みについて

【事務局】～ 説明 ～

令和6年度は、施策推進協議会が2回、小委員会が2回開催された。令和7年度は、先程から皆様がお話しいただいている事や、それ以外で委員の皆様がお気付きになっている事を出していただきながら重点的に取組んでいく内容を検討し、小委員会にて掘り下げて議論をしていきたいと考えている。

5. 報告

(1) 障害者差別解消法 合理的配慮に関する報告

【事務局】～ 説明 ～

今回は6件報告させていただく。

(1) 退院後の居所

近隣住民から、過去の脅し被害等を理由に精神科病院入院中の本人を地域に戻さないでほしいとの相談。市・基幹相談支援センター（以下、「基幹」という。）は傾聴しつつ、居住は本人の権利と説明。病院・保健所等と連携し、面談とケア会議で支援体制を協議。しかし、住民の不安は強く、病院生活の継続を望む旨の発言もあった。

(2) 主催教室への参加申込み

生活支援室職員からの報告。地域主催の教室に参加希望の精神障害者に対し、対応者が障害を理由に参加見送りを示唆。生活支援室は差別に当たり得ると説明し、参加判断は主催者に委ねると説明。併せて権利擁護・差別防止等を周知した。

(3) タブレットによる注文

民生委員から、飲食店のタブレット注文のみの対応について、視覚障害者や高齢者等に不便との相談。入力補助や直接注文、周囲の声掛けを望まれた。市は本協議会やデザイン会議等、他機関が集まる場で周知し、柔軟な対応と支援の促進を働きかけた。

(4) 家族の葬儀

福祉サービス事業所職員から、家族を亡くした精神と発達障害者の葬儀手続きで、葬儀社が単独契約は困難と判断し、支援員同伴を求められ困惑していると相談。基幹・地域包括支援センター職員が同行し意思決定支援と調整を実施。葬儀社の理解も進み、本人の希望通りに丁寧に執行され、本人から安心の声があった。

(5) 介護移行

家族から、65歳でグループホーム退去は人権侵害だと訴え。市は介護移行の制度を丁寧に説明し、心身状況を踏まえた住まい確保と相談等の準備期間を設けると回答。その後、デザイン会議相談部会において、介護移行時の家族・本人との準備方法を検討。

(6) 就業規則

本人から、休職中に会社がメンタルヘルス規程を新設し休職期間が短縮されたが周知されず、退職を迫られていると相談。市は本人支援を即実施し、規程作成の時系列・策定理由を会社に聴取。障害者用就業規則の内容確認後、労働基準監督署へ適法性を照会中。

【会長】かつては報告が1件程だったが、増える事自体は福祉の充実を反映していると思う。疑問に思う事や困っている事を気軽に相談が寄せられるような市にしていきたいと思っている。合理的配慮は非常に重要な問題でもあるので、時間的な余裕があれば、口頭での報告ではなく紙ベースでお願いしたい。

(2) 名張市障害者就労施設等からの物品等の調達方針について

【事務局】～ 説明 ～

《令和6年度の調達実績》

物品：目標20万円に対し、実績なし。

役務：目標50万円に対し、62万350円（内訳：印刷、清掃施設管理）。

《令和7年度の調達目標》

物品：20万円。

役務：50万円。 ※共に、令和6年度と同額

取組方針 障害者就労施設等が提供可能な物品・役務の情報を一覧化し全庁共有。可能な限り障害者就労施設等への発注を促進し、目標達成に向けて啓発を実施。

直近の事例は、産業部が大阪万博「三重県コーナー」で本市の啓発に使用する、2種の案内と手作り手裏剣を袋に入れる役務を障害者就労施設に発注。

6. その他

【会長】本協議会の開催数を多くしたら、各委員から様々な意見がいただけると思う。要望だが、他市の協議会の議事録はかなり簡略で、事前に必ず会長に内容の照会がある。会議に直接関わる重要な事柄はピックアップしてもらいたいが、余談のような部分まで細かく議事録に掲載されると各委員が発言をしにくくなると思うので、市として検討して欲しい。議事録は公開されるが、余りに細部まで書かれ、内容が間違っている事もあり、非常に苦慮している。各委員が安心して発言できるようにして欲しい。

【事務局】～ 説明 ～

第2回名張市障害者施策推進協議会は、令和8年1月から2月の開催を予定している。決定次第、文書で案内するのでよろしくお願いしたい。また、それまでに小委員会を開催予定である。議論する事項により個別に出席をお願いするので、あわせてお願いしたい。

以上で、令和7年度第1回名張市障害者施策推進協議会を閉会させていただく。